〇市町村における総合事業の開始時期と平成29年4月までの実施の猶予と条例の制定について

平成26年5月14日 衆議院厚生労働委員会 田村大臣

これ(注:総合事業への移行)に関して申し上げれば、それは<u>早い方がいいのは当たり前でございまして、早くから総合事業に取り組んでいただきたいと思います。</u>

ただ、<u>できないのに早くから、猶予期間を使わずにという話になると何が起こるかというと、今の予防給付を提供いただいている事業者は、新しい総合事業の事業者にそのまま自動的になられるわけであります。でありますから、今のサービスだけになってしまう。</u>

我々が望んでおるのは、今のサービスプラスアルファ多様なサービスをおつくりいただいて、いろいろなニーズにお応えいただきたいということでございますから、今と同じサービスがそのまま提供されるということは我々の望んでおる方向ではございませんので、それならば、<u>やはり猶予をとっていただいて、条例等々でしっかりと多様なサービスというものを準備いただいて、それからスタートしていただく。</u>

もしくは、併用しながらスタートしていただくという方法もあると思います。一定程度は今の事業をやりながら、新しいサービスをつくって、それをだんだんふやしていく。これから新しい総合事業に入ってこられる方々がどんどんふえてまいりますから、そのようなニーズにもお応えをいただくというような方法もあろうと思います。

いずれにいたしましても、これからどのような方向で移行していただくか、我々もきめ細かいいろいろな御相談には乗らせていただきたい、このように考えております。